



福岡から対馬を通過して釜山に渡り、帰りは博多港まで



対馬釜山・国境観光ツアー-5日間

藤井敦子さん
(対馬同行)



対馬観光ガイドの会
「やんこも」メンバー。
定評のある名ガイドで国
境の島・対馬の歴史と現在
を語ってくださいます

日本と韓国を結ぶ新たなゲートウェイとして発展する国境の島・対馬と韓国・釜山。古代から朝鮮半島との国防と交流の最前線である対馬は、大陸系動植物も多く自然豊か。そこからわずか1時間の船旅で大都会・釜山に越境し、朝鮮通信使の足跡や「釜山の中の対馬」を堪能します。現地や国境問題に詳しい専門家が多数参加し解説します。

ご旅行代金 1名様1室/2名様1室利用同料金/おひとり様

出発設定日	募集人員	ご旅行料金(お一人様あたり)	JIBSN 会員の方
福岡空港発 2017年 11月 10日	40名様 (最小催行人員 15名様)	104,000円	99,000円

【満員になり次第、受付を終了いたします。お早めにお申し込みください。】

旅行期間：2017年 11月 10日(金)～11月 14日(火) 福岡発 添乗員が同行しますので安心です。



日	交通	時間	内容	食事
1	全日空		福岡空港国内線ターミナル集合。 福岡空港(15:00 頃発)→→ANA4937 便→→対馬やまねこ空港(15:35 頃着)へ～各自ホテル 東横イン対馬厳原(泊)	昼：× 夕：×
2	専用車	09:30	ホテル～厳原街歩き(西山寺・漂民屋跡・川端通り)～ふれあい処つしま～ 昼は各自にて～ 13:00 より 境界地域研究ネットワーク JAPAN (JIBSN) 対馬セミナー<対馬市交流センターにて> 大会に参加されない方は自由行動となります 希望者は現地交流/懇親会(現地の方々との交流懇親会) 会費は別途徴収いたします 東横イン対馬厳原(泊)	朝：○ 昼：× 夕：×
3	専用車	08:30	ホテル～浅茅湾周遊観光(市営渡海船チャーターして樽ヶ浜・万関・鋸割・城山・豊玉・仁位～ <雨天荒天時には小茂田浜神社祭りを見学していただきます> ～あなご亭(昼)～和多都美神社～烏帽子岳展望台～野生生物保護センター～ ホテルへチェックイン後希望者を渚の湯へご案内 夕食はひでよまたは三菜またはみなと寿司 みうだペンションまたは花海荘または梅屋ホテル(泊)	朝：○ 昼：○ 夕：○
4	専用車 ビートル	08:30	ホテル～日露友好の碑<殿崎>～韓国展望所～豊砲台跡～ 比田勝港(12:00 頃発)～～ビートル 541 便～～釜山港(13:10 頃着)～ 龍頭山公園(草梁倭館跡)～国際市場～免税店～チャガルチ市場～南浦洞(夕食)～ ホテル 釜山東横イン釜山駅 2号店(泊)	朝：△ 昼：○ (弁当) 夕：○
5	専用車 ビートル	08:30	ホテル～日本総領事館前慰安婦像～朝鮮通信使歴史館～釜山博物館(昼)～韓国食品店～釜 山港(14:00 頃発)～～ビートル 424 便～～博多港(17:05 頃着) 到着後解散となります	朝：○ 昼：○ 夕：×

■気象・海況状況等により行程が変更となる場合がございます

写真提供：一般社団法人長崎県観光連盟

境界地域研究ネットワーク JAPAN(JIBSN)対馬セミナー開催!

2017年11月11日(土) 13:00~ 〈参加無料〉 場所:対馬市交流センターにて
対馬セミナー

「変貌するボーダー／境界地域:観光と人口問題を考える」(仮題)

登壇予定者(比田勝尚喜・対馬市長、野口市太郎・五島市長ほか) 日本のボーダーツーリズムと人口問題について、北は稚内、南は与那国まで境界地域の現状とこれからを議論します。 ※終了後は懇親会も予定しています。(実費)

会場:対馬市交流センター (〒817-0021 対馬市厳原町今屋敷 661 番地)

お問い合わせ:北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター内 境界地域研究ネットワーク JAPAN 事務局

E-mail: jibsn@slav.hokudai.ac.jp TEL:011-706-2382 FAX:011-706-4952

ご旅行条件

■交通

・11/10 全日空 4937 便 エコノミークラス 11/13 ビートル 541 便 2 等客室 11/14 ビートル 424 便 2 等客室

【対馬厳原】東横イン対馬厳原

【対馬比田勝】みうだペンション/花海荘/梅屋ホテル **分宿**

■宿泊先【予定】

【釜山】東横イン釜山駅 2 号店

※1 名様 1 室利用/2 名 1 室利用

※みうだペンション宿泊の場合は朝食がございません

※お部屋の形や調度品、眺望などはお部屋毎に若干異なります。

■食事

・朝 3 回または 4 回、昼 3 回(弁当対応含む)、夕 2 回 ※日程表参照

■最少催行

・15 名様

■ご旅行代金に含まれているもの

- ・福岡→対馬航空券代金/比田勝→釜山船代金/釜山→博多港船代金
- ・上記記載の食事代金
- ・ビートル利用時にかかる燃油代金/港税

■ご旅行代金に含まれていないもの

- ・集合地まで及び解散地からの交通費
- ・旅行日程表中に含まれない食事代、飲食代、その他個人的性質による諸費用
- ・オプションツアー代

協力

- ・NPO 法人国境地域研究センター(JCBS)・境界地域研究ネットワーク JAPAN(JIBSN)
- ・九州大学アジア太平洋未来研究センター(ボーダースタディーズ)
- ・北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター境界研究ユニット・対馬市役所・ボーダーツーリズム推進協議会(JBTA)

ビッグホリデーで旅行条件(要旨)

お申込みの際は、別途交付する詳細旅行条件書をお受け取りになりご確認の上、お申込みください。

- 募集型企画旅行契約
この旅行は、ビッグホリデー株式会社(以下「当社」といふ)が企画・実施するもので、お客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といふ)を締結することになります。
- 旅行の申込み
(1)所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、右記の申込金を添えてお申込みください。
申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- 旅行契約の成立
旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金または旅行代金(お支払い対象旅行代金)を受理した時に成立します。(通債契約の場合を除きます。)
- お支払い対象旅行代金
【お支払い対象旅行代金】とは、募集型企画旅行契約に「旅行代金」として表示した金額(以下「表示代金」といふ)と「追加代金」として表示した金額(以下「追加代金」といふ)の合計金額から「割引代金」として表示した金額を差し引いた金額(以下「旅行代金」といふ)をいいます。この合計金額「申込金」「取消料」「違約料」「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
- 「表示代金」に含まれるもの(一部別添)
以下のものが含まれています。(いずれも募集型企画旅行中または旅行日程として表示されたもの)(1)航空、船、鉄道等利用運送機関の運賃(2)送迎移動のバス等の代金(3)観光・視察に係る代金(4)ホテル宿泊代金(5)食事代金(6)受付手荷物運送料(7)お一人 15kg以内が原則)
- 「表示代金」に含まれないもの(一部別添)
(1)渡航手続経費(旅費取得費用等)(2)国内の自宅から発着空港までの交通費や宿泊費(3)国内における空港施設使用料(4)規定の重量・容積・個数の超過による超過手荷物料金等(5)クリーニング、電話料、ホテルのボーイ、メイド等へのチップ、その他追加飲食等の個人的消費費用(6)傷害・疾病に関する医療費等(7)国外の空港税・出国税等(8)オプションツアー等(9)その他当社が希望者の方を募って実施する旅行(9)その他募集型企画旅行(10)料金と称したものの
- 追加代金(一部別添)
(1)お客様の希望により1人(2人)部屋を1人で使用することを保証するための追加代金(2)1人または複数人数で参加される際、他のお客様との相部屋を行わない旨を当社が定める、その旨を募集型企画表示したときの1人部屋または2人部屋を1人で使用した際に係る「1人部屋追加代金」(3)その他募集型企画内で「○○追加代金」と表示したものの
- お客様の承諾
お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項を記載の上、手数料(お一人につき10,000円)を別に航空券等発行している場合、別途発券料に関する費用を請求する場合があります。但し、空席があり、かつ旅行開始日の前日より10日前までお申し込みいただいた場合に限ります。
- 旅行代金のお支払い
申込金または旅行契約成立時点で、旅行開始日前の指定曜日(原則として21日前)迄にお支払いいただきます。
- 通債契約
(1)当社は当社が提携するクレジットカード会社の会員(以下「会員」といふ)より、会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けるところ(以下「通債契約」といふ)を条件に当社の他の決済手段による旅行のお申込みを受け付ける場合があります。その場合、会員は「出発日」「旅行名」に追加で「カード名」「カード番号」「カード有効期限」等を当社にお申し込みいただきます。(2)通債契約による旅行契約は、電話による申込みの場合、当社が受理した時に成立し、その他の決済手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知をした時に成立するものとします。(3)通債契約での「カード利用」は、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻業務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。

- 旅行契約の解除
お客様は一定の場合を除き、次に定める取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除できます。
※お客様のご都合による出発日や旅行期間の変更、運送・宿泊機関等旅行中の一部の変更についても、全体に対するお取消料とみなし、取消料の対象となります。
※「旅行契約の解除期日」は、お客様の当社の営業日における営業期間内における取寄せのお申し込みの日とします。
- 旅行契約の解除期日
旅行開始日がピーク時(※)の旅行であって、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで
旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって30日目にあたる日以降15日目にあたる日まで
旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日目にあたる日以降3日目にあたる日まで
旅行開始日の前々日及び前日
旅行開始日(当日の旅行開始前)
旅行開始後または無連絡不参加
旅行代金の10% (上限10万円)
旅行代金の20%
旅行代金の20%
旅行代金の50%
旅行代金の50%
旅行代金の100%
- ピーク時とは、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日及び12月20日～1月7日までの出発日をさします。
- 最少催行人員
お客様が人数がウェブサイトに記載した最少催行人員に満たないとき、当社は旅行契約の解除をすることができます。この場合はピーク時に旅行を開始するとき、ご旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また期間外以外にご旅行を開始するときは、ご旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に、ご旅行中止を通知いたします。
- 旅行保証
当社は別途定める契約内容の変更が生じた場合は、旅行代金に一定の率を定めた変更補償金を支払います。詳しくは別途交付する詳細旅行条件書をご確認ください。
- 旅行条件書
この旅行条件書は募集型企画旅行の旅行条件書として算出しています。
- その他
(1)旅行開始日に12才未満の方はご利用いただけません。
(2)当社はいかなる場合もご旅行の再実施はいたしません。

旅行企画・実施

ビッグホリデー株式会社

観光庁長官登録旅行業第576号 一般社団法人日本旅行業協会正会員

〒113-8401 東京都文京区本郷3-19-2 BHビル お問い合わせ先 ☎03-6866-0233(代)

営業時間:月～金曜日 9:00～18:00

ポンド保証会員 旅行業公正取引協議会正会員 後援 ANA 特企B

受託販売

●ビッグホリデーツアーのご相談・お申し込みは信用のある当店を御利用下さい。